

広島県告示第四百四十六号

昭和三十九年広島県告示第四百四十六号（農業災害補償法の規定による耕作、養蚕の業務の規模）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦